

鹿 児 島 県 公 報

令和8年4月14日（火）第710号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）
ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分 | （農地整備課取扱い） | 1 |
| ○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い） | 2 |
| ○都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い） | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （大隅地域振興局取扱い） | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （大隅地域振興局取扱い） | 2 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 3 |

告 示

鹿児島県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山後3616番
- 指定の目的
飛砂の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））河内浦地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年4月2日に行った。

令和8年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
始良都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により枕崎市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画ごみ焼却場
 - (2) 名称 内鍋清掃センター
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

大隅地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年4月14日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人ちびっこ福祉会多機能療育すたあ	志布志市有明町野井倉1408-20	社会福祉法人ちびっこ福祉会	曾於郡大崎町野方6095番地38	吉岡 順一	令和8年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年4月14日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい福祉ヘルパーステーションBlue Bee。	鹿屋市寿五丁目26番24号丸善ビル103号	株式会社クローバー	鹿屋市寿五丁目26番24号丸善ビル103号	小濱 隆司	令和8年4月1日	居宅介護・重度訪問介護

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年4月14日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A 愛の不時着 S B	株式会社メーシー	511018
ぱちんこ遊技機	P 織田信奈の野望全国版 V 4 A	株式会社高尾	5P1015
回胴式遊技機	L パチスロ喰霊零 R e / L 3	株式会社オーイズミラボ	530560